

# 四国山地南西部における林野所有の特性

篠 原 重 則\*

## I はじめに

林野所有の問題については、入会林野の問題などをめぐり、法社会学<sup>1)~3)</sup>や農業経済史学<sup>4)~5)</sup>の分野から、早くから研究が進展したが、地理学の分野においては、充分な関心が払われていなかったといえる。それは農山村を研究する地理学者の関心は、ともすれば直接目にふれる景観構成要素に注がれがちであったこと、あるいは地理学者の林野所有にまつわる法的概念の理解が低かったことによるといえるであろう<sup>6)</sup>。

しかしながら、林野所有の問題は地理学者の関心の高い林野利用の問題と表裏一体の関係になっているのみならず、農山村の地域特性を形成するきわめて重要な要素であるのみではなく、現実の農山村社会の諸問題と緊密なかかわりを持っている。現在の農山村における重要問題は、1960年ころからの高度経済成長の開始以来継続する人口流出に伴う過疎問題である。その過疎問題と林野所有の関係を論及したものには、橋本征治<sup>7)</sup>や原田寿美子<sup>8)</sup>などの論考があるが、そこでは過疎の進行と部落有林の存在の有無が大きなかかわりのあることが究明されている。

地理学の分野において、林野所有の展開について、特に強い関心を払ったのは藤田佳久である。藤田は、大井川上流域や徳島県那賀川上流域、あるいは奥吉野の山村において、近世の山村住民による林野所有のあり方が、明治維新の官民有区分による林野所有のあり方にどのようにかかわったかを実証的に研究している<sup>9)~12)</sup>。これらの一連の研究によって、明治初期の林野所有の形成のメカニズムと、それが地域の特性を反映していくかに展開されたかは、かなり究明してきたといえる。

四国地方の林野所有に関する地理学の側面からの研究は、焼畑耕作との関連から山村の林野所有の構造がどのようにになっていたかを究明した、相馬正胤の一連

の研究がある<sup>13)~15)</sup>。また、藤田佳久は那賀川上流域の山村以外に、四国山地西部の檮原町において、林野所有と育成林化の問題について論考している<sup>16)</sup>。筆者も、四国山地の製炭集落や過疎山村の研究において、製炭業の存在形態や過疎の進行との関連において、各山村の林野所有の特質について論述している<sup>17)~22)</sup>。しかしながら、これらの研究はいずれも四国地方の山村に関する点的な研究であり、明治維新の官民有区分によって林野所有の確定がどのようになされたのか、そしてその林野所有の特性が地域的にどのように展開されているのかに関する面的な研究、すなわち、林野所有を通じてその地域的特性を究明するという、地理学本来の研究には課題が残されているといえる。この小論はその残された課題の究明をめざした、ささやかな論考であるといえる。

## II 四国山地南西部の林野所有の特性

わが国における林野所有区分は1872年(明治5)に始まる地租改正、翌1873年(明治6)に始まる官民有区分によって確定作業がなされ、1888年(明治21)の町村制公布時までには、その原型が確定する。1888年の町村制公布時に作成された土地台帳は、各市町村役場、あるいは法務省の土地登記所等に保管されているので、その台帳を集計すれば、各地域の明治中期の林野所有の状況は復元することができる。筆者は製炭地域の研究や、過疎集落の研究などにおいて、1888年(明治21)ころ編成の土地台帳を閲覧する機会がしばしばあった。それらの土地台帳を集計してみると、四国山地南西部の山村においては、明治中期には部落有林の比率がきわめて高いことが確認できた。

愛媛県津島町上権は、宇和島市の南方20kmに位置する山村である。宿毛市に注ぐ松田川の源流部に位置するこの山村は、四周を500~800mの山地に囲まれているが、谷底には帶状の平地が横たわる。1960年当時、戸数92戸からなるこの集落には、谷底平野に41haの水田が展開し、住民は水田耕作と周囲の林野に自

\*香川大学教育学部

生した天然広葉樹林を対象とした製炭業によって生計を維持していた<sup>23)</sup>。上権の1889年(明治22)当時の林野所有形態は第1表に示す。これによると、1348町歩の林野のうち、私有林はわずかに10.3%にすぎず、上権組持林と記名共有林を合わせた実質的な部落有林が51.2%，官有林(国有林)が38.4%となっており、私有林の狭小さと、公有林・官有林(国有林)の広大さが注目される。第1図はその林野所有の空間的構造を

第1表 愛媛県津島町上権の林野所有形態(1889年)

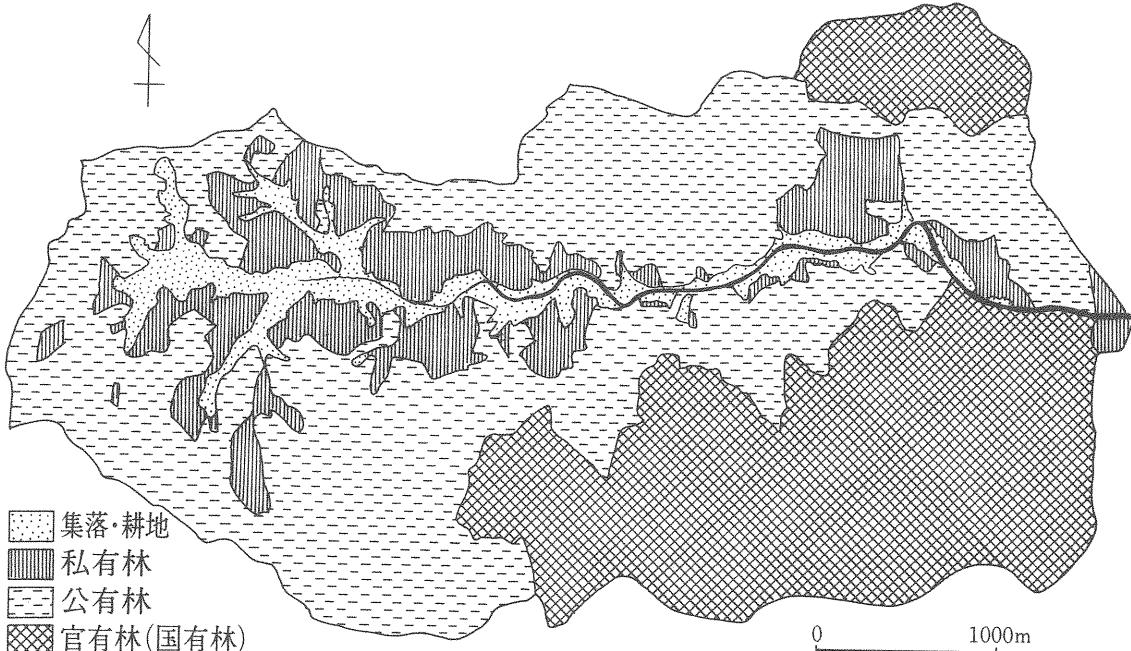
所有区分	地目	面積	比率
① 私有林	雑木山	町 138,2410	10.3%
	用材山	4104	
	小計	138,6514	
② 上権組持	山	450,1804	
	草山	104,7921	
③ 記名共有山	山	136,3129	
② + ③		691,2924	51.2%
④ 官有林	雑木山	518,2215	38.4%
合計		1348,1723	100.0%

注) 上権部落土地台帳より集計。

篠原重則(1965)：愛媛県津島町の製炭形態、人文地理17-3、による。

示すものである。これによると私有林は集落に接して存在し、その背後に公有林(部落有林)，さらにその奥に官有林(国有林)が展開するという圈構造をなしていることがわかる。

上権では、集落に接する私有林を居林というが、それは住居に付属する山林を意味し、自家用の薪炭採取林として利用されてきた。1889年の土地台帳には、私有林の大部分に雑木山と朱の注記がなされているのに對して、上権組有林には、山又は草山の朱の注記がなされ、記名共有林には山の朱の注記がなされていた。この場合、山の注記がどのような林野を意味するのかは、判然としないが、1960年当時の古の口碑によると、部落有林の大部分は草山であったと言われるので、草山、山ともに採草地であったと見なしえる。上権組有林と記名共有の所有名儀からなる部落有林は、明治年間には集落住民の入会採草地として利用された。部落有林は東西に走る谷底平野の南北両斜面に展開するが、その両斜面の部落有林は隔年に山焼きされ、草山に仕立てられた。山焼きは春の彼岸ころに集落住民総出でなされた。採草はまず5月半ばころに、田植前の水田に投入するための若草の採草とコナラ・クヌギなどの若葉の採取から開始される。次いで牛の飼料用の草が隨時採取された。牛は農耕用と肥育用として各農



第1図 津島町上権の林野所有状況(1889年)

注) 土地台帳・地籍図より作成

#### 四国山地南西部における林野所有の特性

家に1～2頭飼育されていた。しかしながら採草の主体は8月下旬から9月上旬にかけての肥草の採取である。この時期に肥草が刈られるのは、草に実が入り、肥料効果が高かったことによる。肥草は稻刈り後の水田で堆肥にされ、冬季から春先にかけて水田に散布された。また9月下旬から10月にかけては屋根葺き用の萱も刈り取られた。入会採草地は明治年間には総的所有形態をとっていたが、明治末年から大正年間にかけて、金肥が普及し、その意義が減少するにつれて、集落住民に隨時分割されていく。1914年（大正3）までに集落住民に払い下げられた部落有林は297町歩であり、残余の394町歩のうち、239町歩は用益権の確立した割山形態において利用されるが、その多くは草山であり、第2次世界大戦直後までは、共同作業の山焼きも残存していた。明治年間には、水田1町歩に対して、草山はその5倍の5町歩を要したといわれるが、この集落は耕地面積に対して部落有の採草地が広大であったことが、部落有林の半分ずつが隔年に採草地として利用された理由ではないかと考えられる。

部落有林が入会採草地であったのに対して、官有林は薪炭林として利用された。1889年（明治22）の土地台帳の官有林には、いずれも私有林同様の雜木山の朱の注記がなされている。ただし私有林が自家用の薪炭林であったのに対して、官有林の天然広葉樹林はいずれも製炭原木として払い下げられた。上権の官有林はその西にそびえる篠山（1064m）の官有林と一帯となるものであるが、ここでは藩政時代に藩直営の製炭がすでに営まれていた記録がある<sup>24)</sup>。明治維新以降は、宇和島、岩松、宿毛などの薪炭商に数10町単位で官有林の立木が払い下げられ、それらの薪炭商は地元住民を焼子として使役して官有林内での製炭業が継続される。官有林の伐期令は20～30年程度であったので、上権の国有林でも、明治維新以降、何回もの時代の異なる炭窯の跡が累積している。

上権でみた林野所有と林野利用の状況は、この地域の近隣集落に共通するものであった。上権に隣接する津島町神田も、谷底平野で水田耕作を営む山村であるが、明治22年の林野所有形態をみると、林野面積545町歩のうち、実に497町歩（91%）が部落有林であり、残り48町歩（9%）が私有林にすぎない。明治年間の部落有林は集落住民の入会採草地であり、集落に接してみられる居林といわれる私有林は自家用の薪炭採取林であったことは、上権同様である。

こじょう 高知県十和村古城は中村市に注ぐ四万十川の中流域に位置する山村である。四周を400～800mの山地に囲まれたこの集落の住民は、谷底平野の水田耕作と山麓の緩斜面を利用した畑作、あるいは山腹斜面を利用した焼畑耕作などによって生計を維持してきた。古城の1889年（明治22）当時の林野所有形態は第2表に示す。これによると、594町歩の林野のうち、私有林は9.5%，記名共有林が36.4%，部落有林が38.1%，官有林が15.7%となっており、上述の上権の林野所有形態と類似する。ただこの場合、部落有林の実態は上権と異なっていたといえる。すなわち上権では記名共有林は集落を構成する住民のすべての共有であり、実質的には部落有林であったのに対して、古城の記名共有林は数名から10数名程度の記名共有となっていることである。またこの記名共有林は明治23・24年ころに多くは個人有に分割されているので、私有林に近いものであったといえよう。

第2表 高知県十和村古城の林野所有形態（1889年）

所有区分	地目	面積	比率
① 私有林	伐畑	30,3829	9.5%
	萱芝山	3,2519	
	薪炭山	22,3627	
② 記名共有山	伐畑	124,2629	36.4%
	萱芝山	8,0421	
	薪炭山	84,1527	
③ 部落有林	伐畑	20,0211	38.1%
	萱芝山	206,2014	
④ 官有林	山林	93,4000	15.7%
⑤ 神社山		1,8208	0.3%
合計		594,3605	

注) 鳥(現名古城)部落土地台帳より集計。

古城の明治中期の林野利用は、第2表に示すように、薪炭山、伐畑、萱芝山、山林（用材山）に区分されるが、この林野利用は林野所有と対応関係にあるといえる。すなわち薪炭山は私有林と記名共有林に多いが、これは集落に隣接するところに所在し、住民の自家用の薪炭採取林であった。萱芝山は集落から最も離れたところに広く展開するが、これはほとんど部落有林となっている。伐畑は薪炭山と萱芝山の中間に位置するが、その多くは記名共有林となっている。伐畑とは焼

畑用の林野のことであるが、この集落の焼畑耕作は、後述する四国山地中部の山村のように盛んなものではなく、大正年間ころまでにはほぼ消滅していたといえる。伐畑の面積は全林野の30%も占めているが、このことに関しては、古碑によると、明治維新時の官民有区分に際して、伐畑に登録した山林以外は焼畑に利用できないという吏員の言により、伐畑面積を過大に申請したことによる起因するといふ。

部落有林の大部分は萱芝山に利用されているが、萱芝山とは集落住民の入会採草地を意味する。萱芝山は春の彼岸ころ共同で山焼きされ、4月以降入会採草された。採草の目的は、水田・畑に投入する肥草用を主とし、他に肉用牛の飼料用、屋根葺材の取得であった。このことは津島町の上槻と同様であるが、上槻との相違は蕨の根茎の採取地として重要であったということである。蕨は山焼きした林野によく自生し、その根茎を9月から翌年の3月に掘り取り、その根茎から蕨粉（デンブン）を採取した。明治年間には蕨粉は農家の最も重要な現金収入源であり、主として宇和島方面に出荷された。

古城の林野所有と林野利用の状況は、四国山地南西部の奥地山村に共通するものであった。古城と北接する愛媛県日吉村の節安<sup>せつやす</sup>は、古城と類似する居住環境の山村であるが、1988年（明治21）の土地台帳から林野所有状況をみると、368町歩の山林のうち、私有林は148町歩（40.2%）、節安部落有林150町歩（40.8%）、旧村役人名儀の山林70町歩（19.0%）と区分され、林野の60%は公有林となっている。150町歩の部落有林はその半分の75町歩が草山として利用され、他の半分75町歩は集落住民の薪炭林並びに用材採取林として利用されていた。<sup>25)</sup> 部落有林のうち半分しか草山に利用されなかつたのは、実面積で521町歩にも達する部落有林は、16戸の農家で2町2反歩の水田と6町3反歩の畑を耕作する集落には広大すぎたので、肥草採取のための草山としての需要も多くなかつたことを反映するものといえよう。なお、この山村には1988年当時1町4反の伐替畑（焼畑）がみられた。四国山地南西部の奥地山村に焼畑がみられることは、これらの山村が焼畑耕作の盛んな四国山地中部の山村への漸移地帯であることを示しているものといえる。

### III 四国山地中部の林野所有との対比

四国山地中部の山岳地帯は高峻な壯年期の山地がつ

らなり、河谷は険しいV字谷をうがち、谷底平野の発達は良好ではない。集落は山腹斜面に立地し、住民は急傾斜の山地に焼畑をひらき、そこで自給作物を栽培し、生計を維持してきた。愛媛県面河村草原はそのような四国山地中部の山村の典型を示す。

草原は土佐湾に注ぐ仁淀川の支流面河川の源流近くに位置する。集落は周囲を1200～1500m程度の急峻な山地に囲まれた標高800m程度の南向きの山腹斜面に立地する。戸数は、1889年（明治22）の土地台帳と地籍図をもとに推察すると、当時18戸であったと考えられる。同年の土地台帳から土地面積をみると、水田は皆無で、集落をとりまいて展開する常畑が1町5反歩、その周辺に展開する私有林が92町歩、さらにその外縁に広大な官有林が広がっている。ここで注目されることは、この草原の集落には、部落有林、記名共有林等の公有林がまったくみられないことであり、官有林以外の林野はすべて個人名義の私有林となっていることである。<sup>26)</sup>

それでは、その私有林の利用はどのようになされていたのであろうか。1889年の土地台帳には、林野の各筆に、朱の注記がなされているが、92町歩の私有林のうち68%に当たる62haには伐替畑の注記がなされ、残余の林野には山の注記がみられる。この集落の常畑は1戸平均にすると、1反歩弱しかないので、食料自給にはほど遠い。したがって住民は自給食料を林野に拓いた焼畑に求めざるを得なかつたと思われる。伐替畑と注記された林野が、その年にすべて焼畑に利用されていたのではないと思われるが、おそらくその注記の林野は、20～30年ごとに1度利用される焼畑用地ではなかつたかと推察される。第2図は1889年（明治22）現在の草原の林野所有と林野利用の状況を示すが、これによると、林野がきわめて小区画に区分されていること、伐替畑と注記されている畑が私有林の林野全体に点在していることがよくわかる。

面河村草原でみた林野所有と林野利用の状況は、四国山地中部の山村に共通するものであったといえる。予土境域にたたずむ愛媛県柳谷村の中久保は、標高860m程度の南向きの山腹緩斜面に立地する山村で、焼畑耕作の盛んな山村として知られていた。<sup>27)</sup> この集落の1889年（明治22）の土地台帳から、当時の林野所有形態をみると、林野面積554町歩のうち、官有林125町歩（22.5%）、村有林27町歩（4.9%）、記名共有林45町歩（8.1%）、私有林357町歩（64.5%）となって

四国山地南西部における林野所有の特性



第2図 面河村草原の林野所有と林野利用状況(1889年)

注) 土地台帳、地籍図より作成。地図は周辺部が著しく縮小されている。

第3表 愛媛県における1912年(明治44)の林野所有形態と部落有林の整理

(単位:町)

	國有林	公有林	社寺有林	私有林	合計	明治43年の部落有林	左のうち昭和14年までに整理されたもの
宇摩郡	8,509	7,463	97	15,401	31,470	4,808	3,767
新居郡	4,810	4,947	148	16,806	26,711	4,845	3,430
周桑郡	202	7,583	107	6,173	14,067	7,313	7,086
越智郡	1,209	3,734	285	19,853	25,081	2,238	1,677
温泉郡	1,054	6,309	253	18,449	26,065	5,693	4,499
上浮穴郡	11,908	2,993	73	16,935	31,909	3,293	3,191
伊予郡	512	2,622	114	11,657	14,905	1,339	311
喜多郡		1,173	157	16,832	18,162	742	512
西宇和郡		487	43	6,945	7,475	400	243
東宇和郡		5,474	196	18,817	24,487	5,389	4,706
北宇和郡	8,554	8,451	155	26,811	43,971	8,818	6,280
南宇和郡	2,764	2,275	248	13,612	18,899	1,584	2,120
合計	39,526	53,516	1,882	188,296	283,200	46,468	37,828

[資料] 明治44年愛媛県統計書。

部落有林に関するものは、愛媛県農林水産部林業課(1963) :「愛媛県林業発展史資料(-)」

おり、民有林のうち私有林の比率がきわめて高いことがわかる<sup>28)</sup>。そしてその私有林はほとんど焼畑用地に利用されていたのである。

四国山地中部の山村は焼畑利用との関連もあり、明治中期には私有林の比率が高く、部落有林の比率が低かったことを、二つの事例集落によって明らかにした。また前項では、四国山地南西部の山村には、水田耕作との関連で入会採草地としての部落有林の比率が高かったことを例証した。第3表は、部落有林の解体もかなり進展していた明治末年の愛媛県の郡別の林野所有形態を示すが、これによると、四国山地中部に属する上浮穴郡<sup>29)</sup>伊予郡、喜多郡などでは、私有林の比率が高く、部落有林を主体とした公有林の比率が低いことが指摘できる。一方、四国山地南西部に属する北宇和郡<sup>30)</sup>においては、私有林の比率が低く、部落有林を主体とした公有林の比率が高いことが指摘できる。このように、林野所有形態の特性は面的な広がりをもって展開していたことがわかるのである。

#### IV 林野所有形態研究の意義

##### — 結びにかえて —

わが国の林野所有形態は、明治維新の官民有区分によって確定したものであるが、その所有形態は地域によって差異が大きい。四国南西部の明治中期の林野所有形態をみると、それは部落有林や記名共有林を主とした公有林と国有林が広大で、私有林が狭小であるということが、地域特性として指摘できる。部落有林を主とした公有林はその大部分が草山であり、集落住民が共同火入れをして、初夏から秋にかけて入会採草するものであった。採草した肥草の投入地は主として水田であった。これに対して、四国山地中部の明治中期の林野所有形態をみると、その多くは私有林となっており、部落有林等の公有林が狭小であるのが特色である。そしてその私有林は主として焼畑用地として活用されていた。

このようにみると、林野所有形態と林野利用形態は密接な関連があるが、それはその地域の生業のあり方に密接にかかわっていることがわかる。すなわち、四国山地南西部には谷底平野の発達が良好であり、水田耕作を主とする山村が多く、その水田への肥草の投入の必要性が、広大な採草地を生んだといえる。採草地の管理には春先の山焼きは不可欠であるが、その山焼きは延焼防止の意味から共同作業を必要とし、ここに

草山が部落有となる必然性があったといえる。これに對して、四国山地中部では、壯年期の急峻な山地が連なり、河谷はV字谷をなし、谷底平野の発達は良好ではない。したがって、急峻な山地を耕地として利用する必要があったが、それは焼畑耕作が最も適応したものであった。焼畑耕作には共同火入れの必要性はあったが、その利用は個人的であったので、林野の私有化をうながす必然性があったといえる<sup>31)</sup>。

また、私有林が多いか、部落有林などの公有林が多いかということは、林野を通じての住民の結合の仕方に大きく関与し、村落の共同体的性格の濃淡にも大きく関連しているといえる。すなわち、部落有林が広大であった四国山地南西部では、共同体的性格の強い山村が多かったのに対して、私有林の卓越していた四国山地中部の山村では、共同体的性格が稀薄であるという傾向がうかがわれる。そしてこのような山村の性格は、現在山村のかかえている最大の問題点である過疎の進行のされ方、あるいは山村振興のあり方を大きく規制しているものである<sup>32)</sup>。

このようにみると、林野所有形態の特性を明らかにすることは、自然環境を基盤として成立している山村の生業システムを解明することに関連し、また、山村の共同体的性格の濃淡を明らかにすることにもつながる。林野所有形態の特性を究明することは、山村の特性を地域的に明らかにすると共に、今後の山村振興の方策を考える上にも、きわめて重要な研究課題ではないかと考えられる。

##### [謝辞]

このたび愛媛大学を停年退官される横山昭市先生には、30年近く公私にわたって御指導をいただいた。この小論は、先生の第2の学究生活への門出の餞として献呈させていただきます。

##### 注および参考文献

- 1) 中田 薫(1920)：徳川時代における村の人格，国家学会雑誌34-8，「全集II」，936～990。
- 2) 中田 薫(1927)：明治初年における村の人格，国家学会雑誌41-10～12，「全集II」，991～1106。
- 3) 戒能通孝(1943)：「入会の研究」日本評論社，1～496。
- 4) 古島敏雄(1952)：「山村の構造」お茶の水書房，1～304。
- 5) 古島敏雄(1955)：「日本林野制度の研究」東京大学出版会，1～274。

## 四国山地南西部における林野所有の特性

- 6) 藤田佳久 (1977) : 入会林野と林野所有をめぐって——土地所有から土地利用への展望——, 人文地理 29-1, 54~95。
- 7) 橋本征治 (1977) : 部落有林の分解と残存部落有林の機能よりみた地域性——奈良県野迫川村——, 人文地理 29-1, 26~53。
- 8) 原田寿美子 (1977) : 奈良県吉野郡十津川村における部落有林に関する一考察, 人文地理 29-4, 62~79。
- 9) 藤田佳久 (1967) : 大井川上流域における大山林所有の成立, 人文地理 19-5, 88~102。
- 10) 藤田佳久 (1968) : 大井川上流域における村持林野の制定, 地理学評論 41-5, 297~309。
- 11) 藤田佳久 (1971) : 徳島県那賀川上流域における林野所有の形成, 地理学評論 44-7, 467~478。
- 12) 藤田佳久 (1974) : 奥吉野篠原部落における林野所有の形成, 人文地理 26-4, 1~33。
- 13) 相馬正胤 (1956) : 愛媛県中久保部落における焼畑耕作と土地所有形態, 地理学評論 29-8, 1~14。
- 14) 相馬正胤 (1959) : 高知県寺川部落における焼畑經營の構造, 地理学評論 32-5, 229~246。
- 15) 相馬正胤 (1962) : 四国山岳地方における焼畑經營の地域構造, 愛媛大学紀要第4部, 4-4, 1~79。
- 16) 藤田佳久 (1974) : 高知県檮原町における町有林野の育成林化, 人文地理 26-1, 77~97。
- 17) 篠原重則 (1965) : 愛媛県津島町の製炭形態, 人文地理 17-3, 42~60。
- 18) 篠原重則 (1967) : 四国地方の製炭地域の類型, 地理学評論 40-11, 17~40。
- 19) 篠原重則 (1969) : 人口激減地域における集落の変貌過程——四国山地中部と南西部の事例——, 人文地理 21-5, 1~28。
- 20) 篠原重則 (1974) : 村落の共同体的性格と離村形態——四国山地南東部名留川部落の事例——, 地理学評論 47-1, 41~55。
- 21) 篠原重則 (1976) : 四国山地における集落移転とその諸問題, ——徳島県木頭村と愛媛県日吉村の事例——, 地理学評論 49-4, 217~235。
- 22) 篠原重則 (1976) : 高度経済成長期における山村の変貌——愛媛県日吉村の廃村奥藤川と残存集落犬飼の対比——, 人文地理 28-6, 86~106。
- 23) 篠原重則 (1983) : 集落のすがた, 愛媛県「愛媛県史・地誌I(総論)」, 742~745。
- 24) 菅菊太郎 (1938) : 「伊予国南宇和郷土史雑稿」, 51~53。
- 25) 前掲 21), 224~227。
- 26) 前掲 19), 16~17。
- 27) 前掲 13), 1~14。
- 28) 篠原重則 (1987) : 四国地方の過疎農村——近郊山村と奥地山村の対比——, 山本正三他編「日本の農村空間」古今書院, 369。
- 29) 面河村の草原, 柳谷村中久保は上浮穴郡に属する。
- 30) 津島町上権, 日吉村節安は北宇和郡に属する。
- 31) 焼畑耕作が林野の私有化をうながすものであることは, すでに次の論考でも指摘されている。  
藤田佳久 (1971) : 徳島県那賀川上流域における林野所有の形成, 地理学評論 44-7, 467~477。
- 32) 篠原重則 (1991) : 「過疎地域の変貌と山村の動向」大明堂, 1~330。